

仁礼小学校PTA会則

(名 称)

第1条 本会は、仁礼小学校PTAといい、事務局を仁礼小学校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、児童の健全育成を目的とし、会員の協力によって学校並びに家庭の教育への理解を深め、教育の振興につとめるとともに、校外における生活指導、地域の教育環境の改善充実を図るため会員相互の学習やその他必要な活動を行う。

(会 員)

第3条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正 会 員 全校児童の保護者並びに学校職員

(方 針)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、民主的な社会教育団体であり、特定の政党、宗教等を支持するものではない。
- (2) 本会は、自主独立のものであり、他のいかなる団体の干渉も受けるものではない。
- (3) 本会は、学校の人事その他管理について干渉するものではない。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童の教育についての研究、会員の教養、研修に関すること。
- (2) 児童の校外生活並びに交通安全に関すること。
- (3) 児童の保健厚生、福祉に関すること。
- (4) 教育環境並びに施設の充実、整備に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するため必要と認めた事業。

(役 員)

第6条 第1項 本会に次の役員をおく。

各役員は生計を共にする家族のPTA会員全てがその職務を担うものとする。

ただし、事務手続き上、関係書類への氏名は代表者名を記載する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 幹 事 4名 (保護者1名と教職員3名)
- (4) 監 事 2名
- (5) 支部長代表 9名
- (6) 学年会長 学年各1名
- (7) 学年副会長 各学年1名 (第1～5学年が単学級の場合は学級副会長が兼務)
- (8) 専門部員 必要人数

- (9) 理 事 必要人数
- (10) 評 議 員 必要人数
- (11) 顧 問 若干名

2 前項第1号から第3号に定める役員を本部役員とする。また第5号から第8号に定める役員により専門部を組織する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- (3) 幹 事 庶務、会計にあたる。
- (4) 監 事 会計監査にあたる。
- (5) 専門部員 専門部を組織し、それぞれの部会の業務を行う。
- (6) 理 事 理事会を組織し会長の諮問に答え会務を執行する。
- (7) 評 議 員 評議員会を組織し会長の諮問に答える。

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は、次の通りとする。なお、第6条第1項第1号から第3号までの役員は、別に定める役員選考規定に基づき決定する。

- (1) 監 事 過去においてPTA副会長及び幹事を経験した者から選出し、総会にて承認を得る。但し、他の役員を兼務することはできない。
- (2) 支 部 長 各町別支部において、正会員中より選出する。
(ブロックは、仙仁浅間塚〈瀬之脇・宇原・西原・福沢を含む〉、中村〈常盤・新田を含む〉、関谷、栃倉、亀倉①、亀倉②、夏端、米子、塩野の9ブロックとする。)
- (3) 支部長代表 支部長の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (4) 学年会長・副会長
学級会長の互選により選出する。但し、第6学年が単学級の場合は学級において、正会員中より選出する。
- (5) 専門部員 各町別支部または各学級において、正会員中より選出する。なお、学年代表部は各学級会長及び第6学年が単学級の場合は学年副会長、教養広報部は各学級副会長を部員とする。
- (6) 専門部長・副部長
専門部員の互選により選出し、総会の承認を得る。但し、学年代表部長は第6学年会長、副部長は第6学年副会長、教養広報部長および副部長は第6学年学級副会長がこれにあたる。
- (7) 理 事 副会長、幹事、専門部長がこれにあたり、会長は理事会の議長となる。
- (8) 評 議 員 副会長、幹事、支部長代表、学年会長、専門部正副部長、学校職員代表がこれにあたり、会長は評議員会の議長となる。
- (9) 顧 問 前年度の会長及び必要に応じて会長が推薦する者とし、理事評議員会の承認を得る。

(会 議)

第9条 本会に次の機関をおき、具体的事業を運営する。

(1) 総 会

会長の招集により、定期総会を年1回年度当初に開き、次の事項を行う。その他必要に応じ臨時に開くことができる。

- ・役員の確認及び承認
- ・事業報告の承認
- ・決算の報告及び予算の承認
- ・会則の変更の承認
- ・その他必要と認めた事業

(2) 三 役 会

会長はこれを招集し、次の事項を行う。

- ・予算編成
- ・事業計画
- ・評議員会へ提出する議案の審議
- ・その他必要と認めた事業

(3) 理事評議員会

会長はこれを招集し、次の事項を行う。

- ・会長、副会長、幹事、顧問の承認並びに役員編成についての審議、決定
- ・総会行事の決定
- ・決算の承認並びに予算の議決
- ・会則の変更についての審議、決定
- ・会の運営や事業計画についての審議、決定
- ・その他緊急必要事項についての総会にかわる議決
- ・その他必要な規定の制定

(4) 学級・学年PTA総会

各学級・学年会長がこれを招集し、学級及び学年の教育推進に関する事業を行う。

(5) 専門部会

次の5部を組織し、各部長がこれを招集して専門部事業を行う。

- ・支部長代表部 各支部の運営と支部間の連絡調整及び会費徴収に関すること。
- ・施設厚生部 主に学校環境の整備・施設厚生に関すること。
- ・校外生活指導部 主に児童の校外生活並びに交通安全に関すること。
- ・学年代表部 各学級及び学年の教育推進に関すること。
- ・教養広報部 会員の資質向上並びにPTA人権同和教育の推進に関すること。PTA活動の周知に関すること。

(PTAサポーターズ)

第10条 本会の活動における役員以外の参加促進、持続的な学校内外の支援等を図るため、PTAサポーターズを設置し、第5条第1項各号に掲げる事業の運営補助及びその他必要に応じた事業の企画運営を行う。

2 メンバー登録等は本部役員を窓口とし、世話人を顧問とする。なお、正会員以外も登録できるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。補充者の任期は前任者の残任期間とする。役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってまかなう。

(会費)

第13条 本会の会費額は、毎年理事評議員会において決定する。

(会則の変更)

第14条 会則の制定及び変更は理事評議員会において決定し総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規定の制定)

第16条 本会の運営を円滑に行うために、会則に反しない限りにおいて、理事評議員会の議決を経て、必要な規定を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和55年4月19日から施行する。

(昭和58年4月30日 一部改正)

(平成3年4月20日 一部改正)

(平成4年4月25日 一部改正)

(平成9年4月19日 一部改正)

(平成15年4月19日 一部改正)

(平成18年4月22日 一部改正)

(平成26年4月18日 一部改正)

(平成28年4月29日 一部改正)

(平成30年4月20日 一部改正)

(平成31年4月26日 一部改正)

(令和3年4月23日 一部改正)

(令和6年4月24日 一部改正)

仁礼小学校PTA会計規定

(目的)

第1条 この規定は、会則に定めるもののほか、会計の正確かつ円滑な処理に関して必要な事項を定める。

(会計区分)

第2条 一般会計は、会費・寄付金及びその他の収入を財源とし、会則第5条に定める事業の支出に充てる。

2 特別会計は、一般会計と区分する必要があるときに設置できるものとする。

(予算及び執行)

第3条 本会の予算は、三役会で編成し理事評議員会の議決を経て、総会の承認を得る。

2 会長は、総会で承認された予算に基づき、計画的効率的にこれを執行しなければならない。

(会費徴収)

第4条 会費は、正会員の家庭及び学校職員から徴収する。

(慶弔費)

第5条 慶弔費は、別に定める慶弔規定に基づき支払う。

(決算)

第6条 本会の決算は、中間報告を当年度の理事評議員会で行い、会計監査を経て翌年度の理事評議員会で承認を得た上、総会に報告する。

(会計監査)

第7条 監事は年度内の会計を監査し、その結果を翌年度の総会で報告する。

(充用)

第8条 一般会計の予算を超えて支出を要するやむを得ない事情がある場合は、理事評議員会の議決を経て、特別会計からその資金を繰り入れ、その支出に充てることができる。

(口座)

第9条 本会の会計事務処理の口座は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計
- (3) 周年事業積立金

(帳簿)

第10条 本会の会計処理に関し、必要な帳簿として次のものを備える。

- (1) 会費徴収簿
- (2) 出納簿
- (3) 予算書
- (4) 予算差引簿
- (5) 決算書
- (6) 領収書綴
- (7) 預金通帳
- (8) その他必要書類

(その他)

第11条 本規定に定めのない会計執行は、理事評議員会の議決を経て処理することができる。

附 則

この規定は、令和2年4月24日から施行する。

仁礼小学校 P T A 慶弔規定

1 正会員死亡の場合

- (1) 本会から香料5,000円を呈し、会長が弔意を表わす。
- (2) 学級から香料5,000円を呈し、学級会長が弔意を表わす。

2 正会員病気の場合

- (1) 1ヶ月以上入院した場合、本会より3,000円を見舞金として送り、会長が見舞う。学級会長が代行してもよい。
- (2) 事故の場合も同じ。

3 児童死亡の場合

- (1) 本会から香料5,000円を呈し、会長が弔意を表わす。
- (2) 学級から香料5,000円を呈し、学級会長が弔意を表わす。

4 児童病気の場合

- (1) 1ヶ月以上入院した場合、本会から3,000円、学級から3,000円を見舞金として贈り、学級会長が会長の代行を兼ねて見舞う。
- (2) 事故の場合も同じ。

5 正会員が火災等の災害にあった場合

- (1) 本会から3,000円を見舞金として贈り、会長が見舞う。
- (2) 学級から3,000円を見舞金として贈り、学級会長が見舞う。

6 会長・副会長・幹事の退任の場合

本会から感謝状のみ贈る。

7 その他

(1) 職員慶事の場合

職員の結婚、出産の祝金を廃止

(2) 職員の父母・配偶者が死亡した場合

- ①本会から香料3,000円を呈し、会長が弔意を表わす。
- ②学級会長から香料を廃止

(3) 職員転退職の場合

本会から次にかかげる内規によって、餞別またはそれに代わるものを贈る。

金額は一律、1,000円

8 その他、特別の場合は理事会で決定する。

9 本規定により弔意や見舞い、お祝いを受けたときの返礼は一切しない。

10 本規定の金額については、年度当初の評議員会において検討し、改正の必要が生じた場合は、総会の承認を得る。

11 本規定は、昭和55年9月1日より施行する。

平成3年4月20日一部改正

平成30年4月20日一部改正